

山梨県公報

第二百六十六号

令和四年

三月七日

月 曜 日

目次

告 示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………七二
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………七二
- 家畜伝染病の発生……………七二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………七二
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………七三
- 開発行為に関する工事の完了について……………七三
- 一般競争入札について……………七三

公 告

教育委員会

告 示

山梨県告示第四十号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで適用する。

令和四年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園

三 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
六 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
八 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
九 敷島(営)～中央病院～御勅使	敷島営業所	中央病院	御勅使
十 甲府駅～十五所～鯉沢(営)	甲府駅	十五所	鯉沢営業所
十一 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	中央病院
十二 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十三 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール
十四 韮崎～増富温泉郷	韮崎営業所	増富温泉郷	増富温泉郷
十五 韮崎駅～大草～甲府駅	韮崎駅	大草	甲府駅
十六 韮崎駅～敷島～甲府駅	韮崎駅	敷島	甲府駅

十七	河口湖線	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅
十八	河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅
十九	忍野山中湖循環線	河口湖駅	市立病院 内 野 平野	河口湖駅
二十	新富士線	富士山駅	精進湖 富士 宮駅	新富士駅

山梨県告示第四十一号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。
令和四年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から七の項までを一項ずつ繰り上げ、八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項から二十二の項までを二項ずつ繰り上げる。

山梨県告示第四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。
令和四年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和四年二月二十四日

山梨県告示第四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
令和四年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 またた区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十四号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十四号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域			
	中村の2	標柱番号	郡 市 町 村	大字 字 地番
	一	甲斐市	同 同 同 同 同 同 同	中村 三四六七番二
	二	同	同 同 同 同 同 同 同	善提 五一〇八番
	三	同	同 同 同 同 同 同 同	同 同
	四	同	同 同 同 同 同 同 同	同 五一八三番
	五	同	同 同 同 同 同 同 同	同 五一七八番一
	六	同	同 同 同 同 同 同 同	同 同
	七	同	同 同 同 同 同 同 同	同 三四一五番地先
	八	同	同 同 同 同 同 同 同	同 道路敷
	九	同	同 同 同 同 同 同 同	同 三四一四番
	十	同	同 同 同 同 同 同 同	同 同
	十一	同	同 同 同 同 同 同 同	同 三四三〇番
	十二	同	同 同 同 同 同 同 同	同 三四三六番
	十三	同	同 同 同 同 同 同 同	同 三四六七番一
十四	同	同 同 同 同 同 同 同	同 三四六七番一	

山梨県告示第四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置

いて縦覧に供する。

令和四年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号一号と十五号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

原12	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
一	上野原市	同	同	同	同	秋山	小和田原	五七七一番
二	同	同	同	同	同	同	同	五七七二番三
三	同	同	同	同	同	同	同	五七七一番
四	同	同	同	同	同	同	同	同
五	同	同	同	同	同	同	同	五七六七番一
六	同	同	同	同	同	同	同	同
七	同	同	同	同	同	同	同	五七六五番一
八	同	同	同	同	同	同	同	五七五八番
九	同	同	同	同	同	同	同	五七五七番
十	同	同	同	同	同	同	同	同
十一	同	同	同	同	同	同	同	五七五八番
十二	同	同	同	同	同	同	同	五七六五番一
十三	同	同	同	同	同	同	同	五七六七番一
十四	同	同	同	同	同	同	同	五七七一番
十五	同	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定の年月日 令和四年二月二十八日

- 二 指定道路の位置 笛吹市八代町大間田字阪東二百二十一番八
- 三 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・四〇メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町国分字大窪九百九十一番一、千二番一、千四番一及び千四番十並びに字築地九百三十一番一から九百三十一番三まで、九百三十五番一、九百三十六番三、九百三十七番一及び九百三十八番一並びに字南条二百八十三番一、二百八十三番三、二百八十四番一、二百八十四番八、二百八十四番九、二百八十五番二から二百八十五番五まで、二百八十五番十八及び二百八十五番十九並びに字佐渡橋下千二十八番二、千二十八番三、千二十八番六、千二十八番七、千二十八番十五及び千二十八番十六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市一宮町国分千十四番地一 エルテック サービス株式会社 代表取締役 中村吉邦

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年三月七日

山梨県教育委員会

教育 長 三 井 孝 夫

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務の名称及び数量

- (一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務
- (二) 数量 一式
- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県教育庁総務課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)
 - (四) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
 - (五) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第六十七号)に掲げる契約の種類のうち、「システム開発・保守」又は「コンピュータ保守・管理」に係る競争入札の参加資格を有している者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和四年三月十五日(火)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁総務課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年三月十日(木)までの日の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和四年三月十日(木)までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の間合せ先に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (一) 日時 令和四年三月二十五日(金)午後二時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階教育委員会室
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 四三に掲げる場所宛てに令和四年三月二十四日(木)午後五時までに到着するように送付すること。
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二百二十条の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県教育庁総務課（電話〇五五―二三三―一七五〇）

※ Summary

1 Nature and amount of services required: ICT supporter (Technical support for educators)

2 Date and time for tender: 2:00PM March 25, 2022

3 Bureau in charge: Education Bureau General Affairs Division, Yamamashi Prefectural Board of Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1750

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番